

医療機関オンライン化支援事業補助金制度概要

1 制度の概要

難病指定医または協力難病指定医が勤務する医療機関が、難病・小慢データベースにおける臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録に対応できるように、院内システムの改修やオンライン登録用のPCの購入等、オンライン化に要する費用について1医療機関あたり5万円を限度に、所要額の1／2の範囲内で補助を行います。

※この補助金は、臨床調査個人票の電子化等に係る経費のためにのみ使用することとします。

また、一度申請をしたが事業に着手しなかった場合は「医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請取下届出書」により取下げの申請が必要となりますのでご注意ください。

（補助金額の例）

- ・PC購入に5万円（税込）かかった場合→1／2である2万5千円を補助
- ・システム改修に20万円（税込）かかった場合→補助上限額である5万円を補助

2 申請手続きの流れ

	手続きの流れ		提出期限
1	補助金交付申請書（第1号様式）の提出	医療機関	令和6年12月16日必着
2	交付決定通知書（第2号様式）の送付	市	
3	PC等の購入、システム改修	医療機関	※交付決定通知後に着手してください。
4	実績報告書（第6号様式）の提出	医療機関	事業完了後30日以内又は令和7年3月31日までのいずれか早い日必着 （※令和7年3月31日を越えて提出があっても補助金をお支払いできません。）
5	補助金交付額確定通知書（第7号様式）の送付	市	
6	補助金交付請求書の提出（第8号様式）	医療機関	
7	指定口座へ補助金を交付	市	
8	仕入控除税額報告書の提出（第9号様式）	医療機関	

補助金交付決定通知書が届いてから事業に着手（PCの購入等）してください。この通知の前に着手した場合は、補助金の対象外となります。

当該補助金は全額国庫負担のため、予算上限を超えて申請があった場合は、申請を締め切る可能性があります。

また、令和7年度における補助事業の実施については未定です。なお、令和7年度以降当補助金事業を実施する場合の周知方法についてはホームページ上のみを予定しています。

3 申請書類提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局 国民年金・福祉医療課 難病医療担当宛

※ 申請書の提出は郵送でお願いします。

4 問い合わせ先

川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課

電話：044-200-1979 メールアドレス：40kokufu@city.kawasaki.jp